

『大塔軍記』 全文翻刻

はじめに

大塔合戦とは、応永七年（一四〇〇年）に足利義満の御教書を携えて信濃守護に就いた小笠原長秀が、大文字一揆をはじめとする国人領主たちと信濃国の所領に関する政務をめぐって対立し、武力衝突した争いである。合戦は小笠原勢の敗北に終わる。『大塔物語』はそのような歴史的事件の経緯を描いた軍記物語で、いわゆる室町軍記と称されるものである。

この『大塔物語』の本文については、主に真名表記されていることに注目してその特性を明らかにする先学の研究には一定の成果があるものの（注①）、本文体系を整理したまとまった諸本論については、一九八二年十二月に公刊された若林幸氏『大塔物語』の諸本に関する基礎的考察」（『文学論藻』第五十七号）が唯一といつてよい。同論文によると、当該写本群は以下のように大別されるという。

I 物語系統（「物語」的要素の強いもの）

II 記系統（「記」的要素の強いもの）

このうち、Iは活字刊行された続群書類従に所収されている版本（嘉永四年版本）すなわち『大塔物語』と称するテキストを指す。IIはさらにAグループ『大塔軍記』とBグループ第一類『大塔記』・Bグループ第二類『大塔合戦記』の三つに小分類されるという。若林氏によると、それぞれの特徴は以下のように説明される。

I：諸本中、最も整った形態を示す。真字文体で書かれている。

II・Aグループ：『大塔物語』に比して叙述内容は簡略であるが、人名は多くみられる。小平雪人本は真字文体で書かれているが、小平雪人本以外は漢字平仮名片仮名交り文で書かれている。

Ⅱ・Bグループ第一類：『大塔軍記』に比して叙述内容は簡略であるが、人名は多くみられる。真字文体で書かれている。

Ⅱ・Bグループ第二類：諸本中、最も簡略な形態を示すが、人名は『大塔記』と一致している。漢字片仮名交り文で書かれている。

このうち、先学において研究対象としてたびたび取り上げられてきたのはⅠの嘉永四年版本である。Ⅱの本文についてはこれまであまり注目されることもなく、若林氏が指摘する「記載されている人名数の多さ」という問題点も含めて等閑視されてきた。その人名の多くは中近世において信濃国を拠点とした一族とおぼしい。それならば、中世の地方史研究において有用な資料として扱われる『大塔物語』（注②）の諸本については、各テキストに見える異同記事の情報を整理して、それらを体系化してゆくことが速やかに望まれよう。

そこで、本稿では、若林氏によってⅡ・Aグループに分類される伝本（『続群書類従』稿本をもとにした浄書本の転写本）の全文翻刻を紹介する。それによって、これまで『大塔物語』の研究史において看過されてきた「記系統」の諸本論に資するものとしたい。

【注】

- (1) 橋村勝明「中世真名軍記の倒置記法について―『大塔物語』『文正記』を例に」（『文教國文學』第五十三号、二〇〇九年）、佐倉由泰『軍記物語の機構』第十六章『大塔物語』の記述を支えるもの（汲古書院、二〇一一年）、佐倉由泰『大塔物語』をめぐる知の系

脈』10頁（日本学術振興会二〇〇九〜二〇一二年科学費補助金基盤研究（C）「古代から中世に至る真名表記テキストに関する表現と知の系脈についての研究」、研究代表者佐倉由泰、研究課題番号二一五二〇一七六報告書、二〇一三年）など。

- (2) 『信濃史料第六卷』（信濃史料刊行会、一九五五年）、『信濃史料第七卷』（信濃史料刊行会、一九五六年）、『長野県史 史編 第三卷 中世2』（長野県編、社団法人長野県史刊行会、一九八七年）など。

【凡例】

- 一 底本は国立公文書館デジタルアーカイブ(archives.go.jp)『続群書類従六百十九』によった。
- 一 本文は原文通りを原則としたが、一部通行の字体に改めたところもある。
- 一 反復記号「く」「ゝ」はそのまま表記したが、「ゝ」が漢字に用いられている場合は、適宜「々」に改めた箇所もある。
- 一 虫喰いなどで判別できない文字は□で示した。
- 一 改行については／で表記した。改訂については「を」をもって示し、（一オ）のように丁数ならびに表裏を表記した。

【本文】

續群書類従卷第六百十九／
總檢校保己一集／

男源忠實校／
 合戰部四十九／
 大塔軍記／
 蘆田記「(一才)
 (白紙)」「(一ウ)
 大塔軍記／
 應永七庚辰年九月廿四日於信州更級郡布／
 施郷合戰次第／
 夫政者天下泰平計略國土安穩ノ根元也然而近ノ
 代御政務賞罰直而都鄙悉令静謐上下誇無事萬ノ
 民詠歌樂然間孰不貴憲法之裁断誰不仰廉直之ノ
 成敗乎抑信濃國小笠原信濃守長秀遠祖長清祖ノ
 父政長以來代々被捕守護職所也因茲長秀募由ノ
 緒經訴訟處上裁就無相違則給安堵御下文應永ノ
 七年七月三日給御暇京都ヲ立同廿一日令下著」(二才)
 信州佐久郡大井治部少輔光維依為一門先馳越ノ
 光矩館披御教書令談合一國成敗趣千夏村上中ノ
 務少輔滿信云一家依内縁之義先以使者經案内ノ
 其外伴野平賀田ノ口海野望月諏訪^上兩社井上ノ
 次田高梨等初惣國人不殘以夫觸之源家之人々ノ
 ハ素云一族且重上意不及是非子細大文字一揆ノ
 ノ人々ハ為故敵故一切不用之可申請別守護人ノ
 之旨内々令評議去程ニ小笠原長秀撰定吉日良ノ

辰打入善光寺長秀其日出立路次行粧魏々蕩々ノ
 綺羅耀天形勢拂當先一番鎧唐冠長持以下百合」(二ウ)
 計昇續其次毛々馬五十疋牽連次ニ重藤筥卷掬ノ
 白木塗籠之弓槽尾厭黒切生中黒鶴羽鬻下白鶴ノ
 焦羽作矢負者百人次以金銀為蛭卷朱柄鍵百人ノ
 其次キ白糸赤綴縹糸洗革小桜綾緘等色々筒丸ノ
 白柄薙刀持並百人次真黒鶉毛馬長八寸餘り飽ノ
 太違金覆輪ニ三松皮菱紋磨込螺鞍ヲ置小房鞆ノ
 芝打長飄懸那波鐙白磨轡合加次舍人五人ニテノ
 牽之凡此馬相形兩眼張鈴兩耳具竹頭如竜後者ノ
 築山股者似琵琶逆立肢蹄地抱勝馬三長三短悉ノ
 調無闕一所此馬前肢抱中後肢者搔散突尾編木」(三才)
 嗽白沫懸牽手綺舍人驥驍風情唯駝騮駉駉半漢ノ
 也其次容顏美麗姿尋常中間童五六十人交綾羅ノ
 錦繡色節刷奇麗衣裳步行其次家ノ子若黨三十ノ
 余人持金銀作り太刀二行其中英長秀乘之拂鹿^(鹿方)ノ
 ヲ前後扈從左右力者七八十人推參ノ下部十人ノ
 折花裝束挿頭紅葉出立色々思々ノ躰目様兒様ノ
 鼻上件塵取為紙偏摺上方出立ノ粧ヒ云彼云是ノ
 見物ノ諸人無云不驚目其次騎馬之前打ハ頓阿ノ
 法師ノ遁世者也此頓阿面良醜其躰大賤雖然於ノ
 洛中連哥ノ名人也學侍從周阿ノ古躰早哥ハ伺」(三ウ)
 諏訪頭阿會^(田之)四彈正兩流物語ハ古山殊阿弥弟子ノ

弁舌宏才勝師匠上手也又狂忽舞催當座興哥解／
座中也錦纜ノ頭巾ヲ盆ノ窪ニカケ朽葉色ノ小／
袖突耳根所片飼駒部濱波張鞍無四度斗打乘以／
蝙蝠扇打鳴鞍山形一聲歌テ打行寔究洩底風情／
言語道断不及是非比判今日出立見物頓阿ヲ以／
テ為規模其続テ中川三郎飯田左馬之助入道山／
寺五郎武田上野介於曾七郎古米左近將監入道／
下條伊豆守山中常陸介赤沢但馬守住吉五郎伊／
豆木美作守下枝尾張守標葉若狹守櫛置五郎太」(四才)
郎織野肥後守井深勘解由鳴海式部関豊後守其／
外一族外様人々都合貳百余騎皆蒙折烏帽子狂文／
字襖袴夏毛秋毛熊皮行膝筥巻稜白木野鬼猿皮／
鹿皮等也又鹿毛栗鴇毛尾毛黒紋連韋毛雲雀毛／
踏雪月額等毛之馬白鞍螺鞍或飛豹虎皮等也張／
鞍思々乘連真深茂打囲間力者小童出立迄云ヒ／
中ニ愚なり中ニモ若殿原者と墓目押取副追出／
犬懸心有馬掛出風情或ハ居ツレ(鶴)兒(鶏)有犬ヲ／
呼懸風情其次居鷹相好極星鷹頭清々似月眼如／
明星上戴盤頭(盤)返持経目覆之毛家門刺庇青背長」(四ウ)
頤薄眉班之海中如二岩指近来之名鷹ヲ居見物／
諸人善光寺南天門及蒼花河高島打覆無所凡善／
光寺者三國一日本之津門前成市堂上尤道俗男／
女貴賤上下思々ノ風情不違拳異類異形見物如／

雲似霞去程小笠原信濃守打入寺家成安堵思則／
定奉行人家大犯三ヶ条立押買狼藉蘭匱早馬等／
制札を任傍例令遵行諸人沙汰也就里訴人群集／
シテ遂傍例長秀会積不帶劔不持扇増不及一献／
沙汰偏公家上臈兒傾城振舞也緩怠至極之義嘲／
哂無に上下人口始終可然ト云不見凡仁義礼智」(五才)
信五常以礼儀為先長秀久シ祇候公方雖伺其法／
様麒麟猶非也と一蹟誤蓋以其謂歟于爰大文字／
一揆ノ人々未及是非左右馳集窪寺相談事 仔／
細意見區々衆儀不定爰祢津美濃入道法津宮高／
下総守貞兼相擬云所詮小笠原与当方取結故戰／
防戰義則不及兎角談合小笠原今度承上意戴御／
教書令下向間不對面者且似奉思(忽)諸公方先試ニ／
遂對面後定守護役之外ニ構非據新儀掠当方知／
行領地至其時動弓矢事上聞尤可為潤色義云衆／
中各傾耳側目不及返答處祢津宮内少輔時貞云」(五ウ)
此義不可然始終可取弓矢者頗對面無益なり其／
故養鷄者不畜猫牧獸者不育我云有本文小笠原／
ト当方ハ代々非父祖之敵乎長秀募國中ニ惣国／
人煩当一揆之大事也綺既違乱者後悔不可先立／
云是又道理至極之意見也雖然先以穩便之義可／
有對面之ヒ一揆評義事畢ル去間則調一献之礼／
贈馬太刀各致慇懃之礼成一国平均思既八月廿／

日餘り事臨西収之期地下所務最中也川中嶋所
々者大略村上当知行且称非分之押領地唯寄事
左右守護諸役之外入吏致所務是則小笠原遠慮」(六才)

不足次第也宜以正直之業治訴訟病排憲法燈照
愁歎闇所忽起貪欲尤背令文恣行據間甘露毒藥
所致不賢非口惜事哉然間号国一揆諏訪佐久三
家奥三家大文字一揆人々忽神家源家滋野之人
々内々觸廻子細各人々同心所々入部之吏追立
或打攻寄コソ弓矢ノ手合也大井治部少輔光矩
依有存子細扣途中其外国人等徴合陣を取可合
戰行儀既定村上満信者九月三日屯兵拳於打立
相隨人々千田讚岐守飯沼四郎風間宮内少輔入
山遠江守寄合肥前守兩宮孫五郎生田大和守重」(六ウ)
留四郎小嶋刑部少輔飯野宮内横田美作守廣田
掃部吉益藏人麻績山城守浦野式部丞都合其勢
五百余騎屋代城ニ打出篠井之岡ニ陣ヲ取伴野
平賀田口望月桜井高沼洲吉小野沢等皆加一手
其勢七百余騎上嶋陣取海野宮内少輔幸義舍弟
中村平四郎會田岩下大葦光田澤塔原深井土井
矢嶋以下引率三百余騎山王堂陣高梨薩摩守友
高ハ嫡子椽原次男上野助四郎江部草間木嶋吉
田ヲ初其勢三百余騎二陣ヲ張井上左馬介ノ
光頼舍弟遠江守其外万年小柳布野中俣須田伊」(七才)

豆守嶋田刑部少輔各加一手其勢五百余騎千隈
川際に陣ヲ取大文字一揆ノ人々者仁科根津春
日香坂西牧宮高落合小田切小市窪寺其勢八百
余騎布施城後芳田崎石川ニ陣取各十一手相別
方々張陣思々旗笠驗幕紋梶葉一文字二文字二
ツ引両三ツ引両木瓜菱形輪違龜甲連錢裾濃蝶
丸羈丸三葉柏三本松天蓋樓嵐色々紋耀夕日袈
亘為鉢桔梗刈萱女郎花不異靡野風小笠原長秀
未聲寺家軍内談也長秀云暫楯庵寺家奏京都可
申○又他国加勢ヲ歟又雖為小勢先遂戰可然云」(七ウ)

飯田入道進出申やう不及合戦而注進不思寄頓
懸決雌雄免万死遇一生其時注進社面目也と云
フ各同此義勢揃アリテ貳百余騎九月廿三日寺
家を打出犀川ヲ渡シ横田郷ニ取陣敵ハ目に餘
而猛勢也守透間馳移塩崎城為待軍師評義而九
月廿四日寅刻自横田陣夜深に打立指塩崎早駒
足擦々ト打處坂西次郎長國赤糸綴鎧ニ同色ノ
兜緒をしめ宿直鶴毛と云馬の長五尺斗成に紅
裾古母衣をかけ金筒丸ト云太刀の六尺三寸四
握有を韃中押取中差捧、駒手綱を馳出旗手前」(八才)
鎧踏張立上り大音拳て云やう長秀被聞召哉敵
勢四千騎身方者僅八百余騎也不可成牛角の戦
但援旧記唐項羽高祖戦吾朝源平両家の戦以小

勢勝多勢事不可勝斗南楼月詩人ハ玩立田初瀬
紅葉哥人知之龍得水昇虎ハ靠山眠合戦剛武者
社知者長国恐生弓天蓋續其業此云今日師者長
國承軍奉行可下知云長秀呵良々々々笑ヒ尤々
云諸軍勢聞之那不恥折臂之啣云各成一騎當千
之思我先ニと進勇長國の云敵猛勢味方ハ小勢
也魚鱗鸞翼行ハ迹在之但走者不見地倒欺敵者」(八ウ)
必亡云若敵鎮返懸煩見理可防敵利懸身方鎮返
手綱与手綱を打取相傳へし鼻勢之手を傷切頰
さは治定勝利之師為大勢癖陣破て残たふ全龍
吟雲起虎嘯風生長國被下知各不劣吾圖一旦製
長秀か馬廻百五拾騎斗曼茶羅一揆卜号皆曼茶
羅為驛凡当国之源家大文字一揆人々譜代無双
之勇士雖為田村利仁余吾將軍知頼保昌漢異帝
苗孫坂上犬養其子左京大夫從三位苺田丸其子
征夷大將軍正二位權大納言坂上田村丸人王五
十六代桓武天皇ノ代之人弘仁二年五月卒」(九オ)
鎌足三代房前五男川邊魚名公二男中務少輔
驚取其子參議藤嗣其次男越前守高房其子鎮
守府將軍民部卿時長鎮守府將軍武藏守利仁
人王六十代醍醐天皇人也延喜廿一年比字
或ハ異國之樊噲張良か化現對彼等無左右非可
面矧合小笠原勢の為躰可謂螳螂以斧向就車去

程に長秀ハ松皮菱之旗一流悄々と差圍八百騎
之真中ニ守塩崎打程ニ夜皓々明わたる從村上
の陣中見之觸廻り陣中或ハ馬の腹帶をしめな
をし或ハ縛裏表帶囂媼不聞物鳴音千田讚岐守
信頼一番三馬引寄比多乗て今日之軍ハ一國皆
可争鋒を来之晴軍也我と思ハん兵ハ馳連テ信」(九ウ)
頼可頭太刀鄂金斗勢百四五十騎如遭鹿狐放補
呂之手着帙手綱馳向驪て後陣之勢馳連程其勢
八百余騎上嶋ノ瀬を颯と打渡可馳付四ノ宮敵
と敵と見合互鯨波動拳ス大勢請取之作亘時聲
響天地揺草木半時斗鳴動事假如金翅鳥動国土
旗笠驗鍬形太刀影如靡尾花似電光人馬の息不
異放野火去程村上勢ハ從先陣五騎十騎吾不劣
馳懸小笠原勢内々行并鑣揃切前傾甲褶鎮返り
待懸たり究竟足白共楯三三十帖雌羽ニ突出精兵
の手垂の射手百五六十人斗進出進推立渡矢比」(十オ)
相付差取り引執散々に射程ニ前の勢七八騎矢
庭に射落或ハ被馬太腹或内兜逆被傾零兎角櫛
着して馬の足を翬立掛煩處長國推立上り左右
に苦云足白野伏并楯端を躡立真前唯一手に丸
メ真深馳懸驪通々馳並山の山合打合十分入合
切被切組ヒ組成水火之争事良久責闘間有被打
落武者有盛韌立武者互に放馬共出来轟々走散

轟々飛廻坂西次郎長國荒馬乗件六尺三十金筒／
丸開東西南北羅上下乗当曲十文字懸破有表進／
裡散々苜程千田讚岐守馬廻被打成殘少不堪發」(十ウ)

引退驢村上滿信伴野平賀田口成一手不軼矢入／
替立黒燻降血雨半時斗相戰師呼矢叫太刀音雷／
狼不異百千雷公峯谷去程に小笠原勢不顧死生／
手と手を押取組不散一騎真丸々被切落者若干／
乗被付者不省親子馳越踊越手負者遮射向袖相／
拵之敵颯所押擴壓押散々裁程被切立放崩引退／
村上滿信匂肩白鎧乗白足毛馬重代之鬼切拔持／
滿信在是返々セト下知スル處雨宮与三生年廿／
一名乗打白鋏形武者五六度左右に社返し誠可／
謂一騎当千然間小笠原打勝二軍大息繼引長秀」(十一オ)
大音上被下知ハ吾等上意也敵方ハ凶徒也豈仰／
天命不開今朝哉三度目者治定勝師分捕生虜等／
高名揚戰場可露德末代打死輩者直詣閻魔王宮／
奏累代弓矢の忠節速に可證菩提唐太宗切鬚及／
廻戰士進不死と云長秀今ニ全不可劣太宗運命／
を開者何揚名無拙忠賞哉諏訪八幡も御知見あ／
れ長秀不可退一足匍懸籍庸威為獅子の齒嚙を／
睨吼勢案處海野宮内少輔幸義其勢二百余騎又／
入替馳懸長秀馬廻り曼茶羅一揆百五十騎斗下／
り立嬭小膝傾兜鍪出し曳聲を相支未決雌雄處」(十一ウ)

究竟古武者裏通馳拔真中押取籠錢火水攻闖然／
間海野勢不堪颯と引退小笠原勢乘勝甲鏃鎧押／
付馬三途散々叩無透追懸海野勢無情追浸千隈／
川浮沈流行母衣小旗の為躰散風木葉如蕙乱小／
笠原の三軍打勝て凱哥を上て扣此所切ルカ長／
秀大事の手負一騎当千の兵共數百人打死此上／
ハ存生何かせん今一度と云俣に兜の緒をしめ／
小手綱をし向北の手に馳懸處に究竟の足白共／
七寸権凹擗引留之間非心守返し塩崎引退于爰／
高梨薩摩守友高須田井上嶋津彼是五百余騎真」(十二オ)
深茂に馳懸處飯田坂西古米櫛置以下其勢三百／
余騎十分に亘合逢別五六度懸合太刀音颯魅の／
如く半時斗攻闘爰に高梨か嫡子椽原白糸臙腹／
卷大黒と云究竟の名馬乗通馳並坂西次郎長國／
と無須と組兩馬中動と落長國力や勝不落付取／
押取首椽原郎等主を打せしと十余騎落重て同／
枕に打死去程高梨勢引退小笠原勢又打勝守大／
將之於馳移塩崎處に大文字一揆荒勢八百余騎／
時の聲動上して不觸不漏旭馳掛海野村上須田／
高梨乍言負軍村雲立て扣大勢從方々馳掛偏三」(十二ウ)
失為方無力馳込大塔古要害俄事にて其辺之切／
植木結鹿垣埵塀築之地穿堀を掘上櫓かいたて／
をかき相待後攻の勢を去程に源家大文字の一／

揆大手搦手かたく方々押取籠取陳四方の攻口／
に上城樓續夜を日に責也既に送数日越間城中／
兵糧一粒も無之軍兵歎及餓死躰也飯田入道申／
やう祖八まん太郎義家阿部貞任宗任追罰則出／
山中遭大雪軍兵被責飢寒徒欲死其時義家独其／
身暖にて不飢ゑひらをたき軍兵をあたゝむ切／
馬為食助飢無恙令帰洛其餘周之伯夷飢未必賢」(十三才)
不如失切馬為食續命可待後攻の勢と云諫に被／
曳弱心疲臥たる下郎共刺殺馬共を欲繼しはら／
く命為躰眼前餓鬼畜生道是也攻口の軍兵共上／
城樓に真下見下共不防向上唯食馬斗也爰に古／
米入道一人不食之而廿一日空腹角統死事当家／
恥辱後代瑕瑾也去来子共一人ツゝ忍落我々々／
可切腹尔有者永継名字へしと云皆同此義に先／
古米入道常葉入道各嫡子近付汝等能々承紛夜／
忍出當城参塩崎我々か有様長秀懇奉語可廻後／
攻之籌策を若又於路次自然の事もあらハかな」(十三ウ)
らす死出山三余川におひて追付へし全非汝等／
扶只方便をめぐらさんかため也と言彼等付々／
聞之屢咽涙言我等縦雖沙門姿と當城に走入可／
奉見先途況於弓矢を取身をや全不可奉見捨永／
生涯之恥歎也と言古米常葉被詰當候道理進退／
惟窮不及重言処に長国攻言たとへをひき宥不／

及力兩人ハ夜にまきれ忍出大塔の城つゝかな／
く塩崎に走着長秀城中作法懃に語る長秀聞思／
儲事共と茫然嗚呼唯咽泪斗也大塔敵陣には物／
蔽く四方日夜要心難翔飛鳥彼等無可返遣様方」(十四才)
便も尽悉失為方斗也大井治部少輔光矩其勢五／
百余騎途中於丸子敵味方落居未定間長秀遣使／
者可有合力之由申遣雖相待其返答不吉辰也去／
程大塔人々ハ思籠鳥の欲出不嫌遠近林欲轍魚／
欲涸斗舛水言又打返案之尺權之屈唯為伸蛟龍／
之蟄為舊諫哉相待塩崎相圖の烽火處曾無其分／
長秀思案押膚脱腰の刀尖と抜切腹せんとする／
所赤沢但馬守走寄抱留携刀を制止之推凹弓箭／
武士之習師勝負者そのかみ項羽高祖之戰吾朝／
之源平両家鬪平治二年合戦不可勝斗雖然三年」(十四ウ)
三月と言に奢退治平家握天下を掌内偏ニ存命／
の故也言慰長秀不及力大塔の人々唯一筋思切／
て並居り爰に坂西次郎長國心太優長々の嗜文／
武之藝随分珍重之勇士也大塔の人々徒送日無／
詮去来成樊噲破鳴門怒一固ニ切出遭逢思敵為／
打死言皆々尤と同心して巍々と出立十月十七／
日之夜曉開大手一木戸張呼叫切出ル大手の一／
攻口祢津越後守遠光固之其一黨伊賀守同淡路／
守貞幸同左京亮宗直同上総介貞信上村孫三郎／

種貞同下野守其外桜井別府小田中真田曲尾一」(十五才)
 族外様々人々諏訪勢ハ有賀美濃入道性存同豊
 後守恭村其外彼一黨須上原矢ヶ崎千野神戸大
 熊金子古田駿河守都合宗兵三百余騎手滋相聞
 責戦間城中の兵共残少に打死残軍者不看死生
 誰人交入乱登越屏鹿垣我先騒動潜堀水井を切
 漬井突入剥突或ハ被取着物矧或ハ成赤裸官
 思所攻口の雜人原溢懸以捧擡難打臥打倒搔搗
 頭を搔つかみ細足を投臥ふるまひ喩相噴事無
 言斗是を物にたくらふるに獄卒防羅刹難何不
 疎去共修羅の苦患殊ニ勝り彼等自業自得為躰」(十五ウ)
 因果の程こそ無慙也坂西四郎長國黒革鍛丸
 ニ同色の兜の緒をしめ自何生んと軽出立開搦
 手の戸張鳴叫切出ル搦手攻口仁科彈正少弼盛
 房固之屢彼手之人々にハ仁科駿河守盛光同右
 馬允同彈正右同大藏少輔矢口將監野口掃部八
 町式部其外穂高等々力耳塚振厩大和田小和名
 西山柏原細野楯足池田庄科矢原深草二重守留
 賀大日庭千国鬼八郎沢渡五郎飯森中条以下都
 合三百余騎相處長国ハ究て早態の兵件金筒丸
 柄中押取捧中凸所由良頤凹所飛良之頑御不嫌」(十六才)
 堀谷踊越登越大音上て名乗候間ハ遠きものハ
 音に聞近者ハ見目忝清和天皇后胤新羅三郎末

葉小笠原次郎長清九代後胤坂西兵庫頭由政其
 次男坂西次郎長國生年廿一也心入驚窟當蜜雪
 之勤外には嗜る弓馬不違惟握之策文武二道珍
 重之男そ寄れや／＼と喚攻口の番武者共心得た
 りと大勢峯を彼地に随限騒長国搔散端武者共
 亘合打物損して無詮思少高處走上跋扈瞋立處
 仁科彈正少弼盛房白糸緘鎧縛同色甲緒直綱と
 云代々太刀五尺三寸有蜘蛛十文字に渡り合菱」(十六ウ)
 打違半時斗責闘未決勝負處盛房か手の者共大
 勢落重り真中押取つゝみ成火水其躰似聚蟻之
 獲青虫長国宮渕主從後と後と差合嫻小膝傾甲
 鍛向様追様前後側手真甲押付蜘蛛手角南八花形
 文菱形箭 四立東方返り車五色雲成一雖任當
 致精力多勢無勢不叶而討死大塔の人々飯田坂
 西古米常葉を初一族外様宗徒の軍兵等三百余
 雜人以下數輩打死去程十月十八日攻口軍勢寅
 刻打立自身之馳廻り死者取首半生之者差留香
 坂左馬介入道宗繼進而守下知要説ニ落居之間」(十七才)
 惣軍勢旗廿流引分十一手守塩崎城標々打程か
 馳て差寄押取つゝみ取陣城中長秀赤坂但馬守
 標葉七郎常葉下総守古米將監藤津右京亮笠原
 中務丞大嶋河内守初春近人々山田新左衛門尉
 神村次郎小井立此所字分と切薩摩守中越備中守宮

田大和守上穂伊豆守片桐中務丞同田嶋飯嶋若／
狭守同田切五郎七赤沢孫三郎其外大嶋丹後守／
名子山城守等郷戸人々松岡次郎中牧牧飯沼六郎／
同黒田孫次郎座光寺河内守吉田弾正忠瀧口次／
郎知久佐渡守等彼是百四五十騎廿四日合戦各」(十七ウ)

拱手間城中有死人半死半生何無不蒙疵者長秀／
浮沈極爰大井光矩家督小笠原一家之長秀不可／
切後言国又一月之一揆也不可有同心言以彼是／
進追谷次第也雖然打出丸子扣途中處長秀及浮／
沈有其間流草難捨間以談合村上籌策卒然間引／
窶當陣長秀可會我恥をて雪無方便間則約海道／
令上洛云々爰に村上大文字一揆の人々憚虎口／
讒訴捧目安令注進合戦次第其文ニ云／

村上中務少輔滿信并大文字一揆人数等一／
同捧連者^{此處ニ三字切}右当國守護職事小笠原信」(十八オ)

濃守長秀請安堵の御下文去七月廿一日令／
下国致一國平均の沙汰條無相違之處寄事／
於左右於守護諸役掠譜代相傳私領得非據／
之間愁訴至極而不圖所迄合戦也是全非奉／
忽緒公方此條存奸曲者八幡大并御罰を各／
可蒙候然ハ被差下清廉御代官之弥可忠節／
致之旨略言上如件

月日

則達上聞可被差下嶋田遠江入道之由御評定終／
ル爰ニ香坂左馬介入道宗繼今度大塔作法付案」(十八ウ)
之暫塞目靜精思案して六道無外唯眼前取弓矢／
習也全人之上偏深起目貪慾之心皆袴名利不顧／
易消露命愚而求百年榮樂故也以後案之愛着執／
心愚人之冥途の苦患又々如形見彼等為躰方金／
非物數十善の王位不分厭可厭娑婆世界電泡柄／
捨可推者弓矢惡縁の道也打觀自当陳直ニ遁窪／
寺觀音三七日通夜^{此所ニ字切}請道心堅固欲大悲之弘／
誓争無其驗哉則蒙様々の夢想宗繼所顧成就子／
息刑部少輔貴部悉讓其身令出家上高野山先於／
小屋堂三年致難行苦行成念佛行者修行諸国令」(十九オ)
利益群生所酬先困難有云々／

享祿二年八月十三日」(十九ウ)